

令和元年度

第7回第二農地部会定例会議事録

令和元年10月30日（水）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和元年度 第7回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年10月30日(水)午後2時

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

1番 大 瀧 勇	2番 滝 沢 記 一	4番 佐 藤 正 雪
5番 笹川 慶一郎	6番 金 井 薫	7番 西 條 弘 子
8番 岸 田 健	9番 秦 正 敏	10番 望 月 博
11番 金 澤 稔		

2 欠席委員

3番 村 松 勝 藏

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山文雄(安塚区)

大滝正秋(浦川原区)

山岸健二(大島区)

長瀬一成(牧区)

上野登(柿崎区)、宮川武彦(〃)

山本誠信(頸城区)、大澤純男(〃)

前山明(三和区)

※ 欠席・・・山口利一(安塚区)、津幡徹重(〃)

西山学(浦川原区)

高橋三登一(大島区)、岩野文義(〃)

上原正彦(牧区)、米川尚登(〃)

長井恒夫(柿崎区)、小池孝志(〃)、

細谷正夫(大潟区)

関川貞行(頸城区)

上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)

澤田清一(三和区)、福原弥(〃)

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農地利用調査結果に基づく非農地判断について

報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地利用調査結果に基づく非農地判断について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

③ 大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

6 会議

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 午後2時00分 それでは、これより令和元年度第7回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、これよりは農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> <p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p>	<p>本日は3番村松委員から欠席届がありました。その他は全員の委員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 5番笹川委員、6番金井委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 6番金井委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p> <p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求</p>

安塚区 駐在室	<p>めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが、期間 6 年を超え 10 年以内が 5 件、期間 10 年を超える契約が 1 件で合計 6 件、借り手 2 人、貸し手 6 人で、利用権を設定する土地は、田 71 筆 36,771.64 m²、再設定が 5 件、新規 1 件です。詳細については、2 頁から 3 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定についてご説明いたします。3 頁の整理番号 2133 番ですが、貸し手の夫の死亡により経営縮小のため、農地中間管理機構に依頼する案件です。</p> <p>以上これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></p> <p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」 ご説明します。 4 頁をご覧ください。番号 1 番から 13 番までの田 8 筆 1,946.68 m²、畑 5 筆 731.33 m²、合計 13 筆 2,678.01 m²です。</p> <p>農林水産省が平成 19 年 11 月に公表した「農地政策の展開方向について」において、耕作放棄地については現状把握を行い、農業利用に最大限努めつつ、農地に戻せるものと非農業的利用として検討せざるを得ないものと振り分けることとされています。</p> <p>つまり、農地利用の最適化を推進するためには遊休農地の解消に向けた対策を行う必要があり、農地として利用することを前提にしながら、物理的に農地に復元することが困難であり、復元したとしても継続して利用することができ</p>

	<p>ない場所については、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行う必要がありますとされています。</p> <p>従来は、土地所有者から「農地に該当しない」旨の証明依頼を受けた上で、農業委員会が非農地判断を行うこととされていましたが、平成 27 年 11 月に発出された農林水産省経営局農地政策課長通知により、違法転用以外の理由により「既に再生困難農地」とされた農地は、土地所有者からの依頼なくして、農業委員会総会又は農地部会の議決により農地法第 2 条第 1 項の農地ではない旨の判断を行って差し支えないこととされました。</p> <p>今回の農地部会に上程した案件は、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地であります。</p> <p>ほぼ全ての案件は山間地に点在する農地であり、周囲は山林で農地に行くための道路も整備されていない状態で、仮に樹木を伐採して農地として復元したとしても継続した利用は困難と判断できます。</p> <p>なお、本農地部会において、非農地判断の議決がされた後、土地所有者、県、市の税務課、法務局等の関係機関に対して「所有する農地が非農地と判断された」旨の通知を行うとともに、当該農地を農地台帳から削除することとなります。以上説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、議案記載の土地は農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>次に報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」をご報告いたします。</p> <p>5 頁をご覧ください。番号 2104 番の 1 件ですが、小作料の見直しによる額の変更です。今回の変更については、小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

議 長	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします</p>
議 長	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について＞</p> <p>議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 1 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。</p> <p>1 頁の番号 1 番から 11 番までの田 11 筆、合計で 8818 m²です。該当地は全て山間地に位置する農地です。周囲は山林であり、農地へ向かう道路も未整備、水の確保も困難な状況です。仮に樹木を伐採して農地として復元したとしても継続した利用は困難と判断できます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、議案記載の土地は農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」20 件</p>

<p>駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>を報告いたします。</p> <p>契約内容はすべて農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。整理番号 2548 番から 2567 番のすべてにおいて、貸人である所有者の要望により解約し、再度円滑化団体を通じて、他者に貸し付ける予定です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定です。利用権設定の内訳は 3 年を超え 6 年以内が 1 件です。借り手 1 人、貸し手 1 人で利用権を設定する土地は、田 1 筆 1,116 ㎡で再設定 1 件です。詳細については 2 頁をご覧ください。</p> <p>この利用権設定 1 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。番号 2908 番から 2909 番まで、契約内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。</p> <p>番号 2908 番及び 2909 番に係る合意解約の事由は「借り人の病気等による労力不足」であり、返還後の利用計画は「他者へ貸付する予定」です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について＞</p> <p>次に、報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。番号 2903 番から 2905 番までの 3 件は、いずれも農地中間管理機構を介した利用集積計画の変更であります。変更内容は 3 件とも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定、期間3年以内が1件、期間3年を超え6年以内が2件、期間6年を超え10年以内が1件、借り手3人、貸し手4人、利用権を設定する土地は田35筆13,759㎡、畑5筆795㎡で再設定1件、新規3件です。</p> <p>新規3件の内、3頁の議案番号3491番、3492番はこれまで借受けていた農家が病気になり耕作が困難となったことから、集落内の別の農家に貸付するものです。</p> <p>4頁の議案番号3493番は、これまで借受けていた農が高齢により経営縮小することになったことから、集落内の別の農家に貸付するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
牧区 駐在室	
議 長	
議 長	
議 長	

議 長	<p>＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>5 頁の議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、整理番号 3420 番、3421 番の 2 件です。</p> <p>先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 21 筆について、市長が農地中間管理機構に借受申出をしている整理番号 3420 番、3421 番の農業者に配分するため、利用配分計画案を作成しました。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
牧区 駐在室	<p>＜議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について＞</p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p> <p>7 頁の議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。</p> <p>今回、これまで行ってきた利用状況調査の再確認や漏れ落ちていた農地で、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地となる、7 頁から 10 頁までの番号 1 番から 61 番までの 61 件、20,057 m²を非農地としての判断を行い、農地台帳から削除するものです。以上でございます。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、議案記載の土地は農地に該当しないものと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 議案書は、1 頁をご覧ください。議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」は、利用権設定 10 件で田 20 筆 34,458 m²、畑 15 筆 4,477 m²について説明いたします。このうち、利用権設定期間 3 年以内は 7 件ですが、全て再設定で詳細は 2 頁に記載のとおりです。3 年超え 6 年以内の 3 件についても全て再設定で、詳細は 3 頁に記載いたしました。</p> <p>以上、これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>無いようなので本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。権利の設定案件が 2 件で、農地中間管理事業で田 24 筆 30,076 m²の賃借権を担い手に設定するものです。設定期間はいずれも 10 年を超えており、機構集積協力金の交付対象案件となります。詳細は 5 頁記載のとおりです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>無いようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 6 頁をご覧ください。3728 番から 3733 番まで、すべて同一の賃借人から、それぞれ地権者への返還で、借り手の高齢による労力不足・離農から合意解約するものです。今後は休耕になるとのことですが、耕作の意志をお持ちの方がいないか、農家組合へ働きかけてまいりたいと考えています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><u>＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は7頁から15頁をご覧ください。3807番から3865番までの59件について報告いたします。3807番から3812番は同一の耕作者、3813番以降は農地中間管理機構を介した利用集積計画の変更であります。いずれも賃貸人に支払う小作料の額を変更するものであり、その他の変更はありません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p><u>＜大潟区駐在室の議案＞</u></p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。1頁をご覧ください。1の利用権設定です。3年以内が1件、借り手人数、貸し手人数はともに1人です。利用権を設定する土地は、地目が田で6筆、面積は5,443㎡で再設定です。詳細は議案書に記載のとおりです。これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。1 の権利の設定です。10 年を超えるものが 2 件、借り手人数は 2 人、権利を設定する土地は、地目が田で 8 筆 19,643 ㎡、新規設定が 2 件です。</p> <p>つづいて 4 頁、番号 4603 番、4604 番の 2 件です。人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p> <p><u><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></u></p>
議 長	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。5 頁から 8 頁の 22 件で、いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

議 長	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>≫</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」をご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。この案件については、譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。譲受人が経営の拡大を図るため、頸城区手島地内の畑5筆321㎡を購入する所有権移転であります。</p> <p>なお、譲受人については、別紙「農地法第3条調査書」に記載の通り、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。1の利用権設定について、内訳は、3年以内が1件、6</p>

	<p>年を超え 10 年以内が 1 件です。借り手 2 人、貸し手 2 人で、利用権を設定する土地は田 6 筆、18,810 m²、新規 2 件です。</p> <p>次に 3 の所有権移転 1 件の内訳は買い手 1 人、売り手 1 人、所有権を移転する土地は田 2 筆 1,918 m²となっております。詳細については、3 頁から 5 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは新規の利用権設定と所有権移転についてご説明いたします。3 頁の整理番号 5432 番、4 頁 5433 番は 10 a 当たり 15,000 円で貸し付けるものです。</p> <p>次に所有権移転についてご説明いたします。5 頁の 5434 番をご覧ください。2 筆 1,918 m²を 300,000 円での売買で、10 a あたりは 156,413 円となります。</p> <p>なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」をご説明いたします。</p> <p>6 頁の番号 5325 番から 8 頁 5345 番の 21 件で、いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。番号 6206 番 1 件を説明いたします。この案件については、譲渡人は区外で耕作が出来ないことから、隣接で耕作している譲受人へ売買するものです。譲受人の状況については、お配りした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 7 件、3 年を超え 6 年以内が 2 件、6 年を超え 10 年以内が 13 件、10 年超はなしで合計 22 件、借り手 7 人、貸し手 18 人で、利用権を設定する土地は、田が 48 筆 98,847 m²、畑は 1 筆 331 m²です。全て再設定で 22 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はなしです。</p> <p>詳細については、3 頁の 6331 番から 6 頁 6352 番までを掲載いたしました。</p> <p>なお、これら 22 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>7頁の番号6215番の1件です。所有者の要望により解約する案件です。返還後は地主耕作になります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>次に報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>8頁の報告第2号「農用地利用集積計画変更について」番号6214番から15頁6267番までの54件を説明いたします。</p> <p>今回の54件全て小作料の見直しによる額の変更のみで、小作料を減額する案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

金澤委員	国田地内で変更後に 0 円というのがいくつかあるが、田の面積とか何か地域的な理由があるのでしょうか。
吉川区 駐在室	ほ場整備の面工事に着手することから、耕作できないということで 0 円となったものです。
金澤委員	分かりました。
議 長	他にありませんでしょうか。
宮川推進 委員	道ノ下も同じ理由でしょうか。
吉川区 駐在室	同じ理由からです。なお、変更前 0 円から小作料が設定されたものは面工事が終わって耕作できるようになったものです。
宮川推進 委員	分かりました。
議 長	他にありませんでしょうか。 (「ありません」の声あり)
議 長	それでは、本件を承認いたします。
議 長	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1 頁の議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定 12 件を説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年超 6 年以内が 1 件、6 年超 10 年以内が 11 件で、借り手 5 人、貸し手 9 人です。利用権を設定する土地は、田 21 筆 54,216 m²で、新規 12 件となっております。詳細は 2 頁から 4 頁に記載のとおりです。新規設定について説明いたします。</p>

	<p>2 頁 8708 番、4 頁 8717 番、8718 番については、借手が労力不足により耕作が困難となったことから、新耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>8709 番から 8716 番はこれまで相対契約を結んでいましたが、借手の要望により、えちご上越農業協同組合を介して新たに利用権設定を行うものです。</p> <p>4 頁の 8719 番は、これまで所有者が耕作していましたが、労力不足により耕作を減らしていくことから、新耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>関連案件について「報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で上程させていただきます。</p> <p>なお、これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
金澤委員	<p>地元の笹川委員に聞きたいのですが、水吉営農組合に貸付する案件は、小作料が 2 万円ですが、貸人が営農組合の構成員のようですけれども、小作料 2 万円は営農組合で決めていることなのでしょうか。</p>
笹川委員	<p>本来なら小作料の額を減らして、その分を法人の作業に従事した人の労賃に振り向けた方がよいと思いますが、法人でそのように決めていることなので仕方ないですね。</p>
金澤委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>

三和区 駐在室	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」5 頁から 7 頁をご覧ください。</p> <p>権利の設定について、8604 番から 8606 番までの 3 件を説明いたします。先月の農地部会で、農業経営基盤促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 9 筆、34,443 m²について、8604 番から 8606 番までを農業者に配分するため利用配分計画案を作成しました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。公告予定日は令和元年 12 月 27 日、契約期間は令和元年 12 月 28 日から令和 11 年 12 月 31 日の 10 年 1 か月となります。</p> <p>次に権利の移転について、7 頁 8607 番の 1 件を説明いたします。権利を移転する土地は、田 3 筆 4,392 m²です。旧借手の労力不足により新借手へ貸し付けるものです。3 筆のうち 1 筆が賃貸借料を支払っているものと、2 筆は使用貸借のものがあるため二段に表記しています。営農条件などを考慮し、地権者が農地の管理をお願いしているということでの使用貸借です。</p> <p>公告予定日は令和元年 12 月 27 日、契約の始期は令和元年 12 月 28 日となります。終期に変更はなく令和 7 年 1 月 5 日までの終期となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について></u></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>8 頁の議案 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」番号 1 番から 29 番までの計 29 件の 11,619 m²です。</p> <p>内容につきましては、現況が山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地と判断し上程するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

大滝推進 委員	11 番の土地の登記簿は畑で、現況が宅地となっているが、これは農地転用がなされていない土地ということですか。
三和区 駐在室	現況は山林化しておりますので、今回、非農地判断させていただきました。
大滝推進 委員	どうして現況地目が宅地となっているのか疑問です。違法転用されたものだとすれば、農業委員会で非農地判断するのは、この制度の趣旨に反することなので、そこのところをはっきりさせていただきたい。
議 長	では、その件は次回までに調べて報告してください。 他にありませんでしょうか。 (「ありません」の声あり)
議 長	それでは、今、質問のあった案件以外について、農地に該当しないと決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、議案記載の土地の内、11 番を除く土地について 28 件を農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	<u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u> 次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	10 頁の報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」8609 番からの 8614 番までの 6 件を説明いたします。 契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、借人の要望が 4 件、労力不足が 2 件、返還後の利用計画は他者へ貸付が 6 件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>11頁の報告第2号「農用地利用集積計画変更について」8611番から8616番までの6件を報告いたします。</p> <p>いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
金澤委員	変更前0円が2万円になった案件の理由は、先ほどの吉川区の案件と同じですか。
三和区 駐在室	ほ場整備の換地が終わって、ほ場の面積が確定したことによるものです。
金澤委員	小作料が0から一気に2万円というのは、我々の感覚からいうとおかしいものですから、お聞きしました。
三和区 駐在室	貸人が水吉営農組合の構成員ということで、この金額になりました。
金澤委員	分かりました。
議 長	他にありませんでしょうか。
	(「ありません」の声あり)
議 長	それでは、本件を承認いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。
議 長	<p>本日の令和元年度第7回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p>(午後3時10分)</p>